

えひめこどもの城クールスポット整備業務 設計・施工一括発注プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の目的

えひめこどもの城が「だれもが“愛顔”になれる『冒険』と『やすらぎ』のシンボルパーク」となることを目指し、園内に日除けシェルターやミストを備えたクールスポットを整備し、酷暑時の来園者の安全対策を図る。

(2) 業務名

えひめこどもの城クールスポット整備業務

(3) 事業方式

本事業の事業方式は、設計・施工一括発注方式とする。

(3) 業務内容

本業務において、選定事業者が行う基本的な業務及び対象箇所は次のとおりとする。では、以下の項目に定める業務を行う。

ア クールスポット整備に係る設計及びその関連業務（以下「設計業務」という。）

イ クールスポット整備に係る工事及びその関連工事（以下「工事業務」という。）

・公園工事 一式

（日除けシェルター及びミスト設置、ミニSLトンネル改修等）

ウ 官公庁その他への手続及び関連業務

(4) 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 契約上限額

43,800千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※契約上限額は、本事業にかかる設計費・工事費・工事監理費等の合計額をいう。

(6) 関係法令等の順守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

2 担当部局及び連絡先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 こども政策グループ
（愛媛県庁第一別館9階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2448

FAX 089-912-2409

電子メール kosodate@pref.ehime.lg.jp

3 要求事項

本事業の実施にあたっては、別紙1プロポーザル要求水準書に従うこと。

4 企画提案に参加を希望する者（以下、「参加者」とする。）の構成等

参加者は、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 工事業務を実施する者。
- (2) 設計業務及び工事業務のどちらも実施する者。

5 上記4(1)における参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 参加表明書受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（(1)に該当する者を除く。）。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「土木工事業」に係る建設業の許可を有すること。
- (6) 愛媛県の令和7・8年度建設工事等入札者参加有資格者名簿において、工事種別「土木一式工事」について、参加表明書提出期日において有効な登録があること。
- (7) 土木一式工事について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（以下「格付け結果通知」という。）の格付けが、参加表明書提出期日においてA等級又はB等級の者であること。
- (8) 愛媛県の令和7・8年度建設工事関連業務（測量・コンサルタント等）に係る入札参加有資格者名簿において、「土木関係建設コンサルタント業務」について有効な登録がある者から、協力企業として協力が得られる又は得られる見込みであること。

6 上記4(2)における参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 参加表明書受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（(1)に該当する者を除く。）。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「土木工事業」に係る

建設業の許可を有すること。

- (6) 愛媛県の令和7・8年度建設工事等入札者参加有資格者名簿において、工事種別「土木一式工事」について、参加表明書提出期日において有効な登録があること。
- (7) 土木一式工事について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（以下「格付け結果通知」という。）の格付けが、参加表明書提出期日においてA等級又はB等級の者であること。
- (8) 愛媛県の令和7・8年度建設工事関連業務（測量・コンサルタント等）に係る入札参加有資格者名簿において、「土木関係建設コンサルタント業務」について有効な登録があること。

7 選考スケジュール ※ただし、諸般の事情により日程を変更する場合がある。

日程	内容
令和8年4月27日（月）	プロポーザル公告
令和8年5月11日（月） 公告から14日後	参加表明書類の提出期限 質問書の提出期限
令和8年5月21日（木） 質問書提出期限から10日後	質問への回答公表
令和8年5月25日（月） 参加表明書類の提出期限から14日後	参加資格審査通知
令和8年5月29日（金） 参加資格審査通知日から4日後	提案書の提出期限
令和8年6月上旬 ※施行注意：審査員に予定確認	参加者によるプレゼンテーションの実施
令和8年6月中旬 プレゼンテーション実施日から10日後	企画提案審査結果通知
令和8年6月下旬	契約の締結

8 参加表明

参加者は、あらかじめ参加表明書類を提出すること。

なお、期限内に参加表明書類を提出していない者は、企画提案に参加することができない。

- (1) 期限
令和8年5月11日（月）午後5時15分
- (2) 場所
2に同じ。
- (3) 方法
持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限り。）によること。
- (4) 提出書類
下記に示す書類をA4ファイルにとりまとめ、1部提出すること。
 - ・参加表明書（様式1）

- ・法人・団体の概要書（様式2）
- ・法人・団体の概要がわかる資料（パンフレット等）
- ・協力企業に係る法人・団体の概要書（様式3）（業務の一部再委託等を見込んでいる場合）
- ・主要業務実績書（様式4-1）または（様式4-2）

(5) 参加資格の確認

- ア 参加資格の確認の結果は、参加表明書を提出した者（以下「表明者」という。）に対して、令和8年5月25日（月）までに、書面により通知する。
- イ 参加資格が認められなかった者に対しては、その旨とその理由を書面により、愛媛県知事から通知する。
- ウ イの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の午後5時15分までに到着したものに限り）、FAX又は電子メール（着信を電話で確認すること。）により、愛媛県知事に対して理由について説明を求められることができる。
- エ ウの回答は、説明を求められることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- オ 理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ①受付場所：2に同じ。
 - ②受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。

(6) 辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年6月1日（月）午後5時15分までに、辞退届（様式5）を提出すること。

9 質問書の提出手続

業務に関する質問は、質問票（様式6）を作成しメールにより提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時15分まで

(2) 場所

2に同じ。

(3) 回答の公表日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめを行った上で本県ホームページにて公表する。質問回答書の内容は、本要項の追加、または修正とみなすものとする。

公表予定日：令和8年5月21日（木）

10 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案提出書（様式7） 1部
- イ 事業実施体制に関する提案書 正1部、副8部
- ウ 工程表 正1部、副8部
- エ 図面（任意様式、配置図、平面図、立面図、完成予想透視図 等）
- オ 企画提案書 正1部、副8部

カ 参考見積書

正1部、副8部

(2) 企画提案書の作成方法

ア 様式

企画提案書の様式は、自由様式とする。

また、表紙、目次、仕切り紙を除き、80 ページ以内で完結明瞭に記載すること。

用紙の規格は、原則としてA4版とし（A3折込も許容するが、2 ページとして扱う。）、文字サイズは10ポイント以上とすること。

イ 企画提案書の内容に関する留意事項

仕様書を参考とした上で、別紙2「えひめこどもの城クールスポット整備業務評価基準」（以下「評価基準」という。）を踏まえ、具体的に作成すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。

ウ 参考見積書の提出

企画提案書の内容について、参考見積書を提出すること。参考見積書は、その根拠がわかるように職種別人数など内訳について詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税10%を含む金額とすること。

エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(3) 期限

令和8年5月29日（金）午後5時15分

(4) 場所

2に同じ。

(5) 方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限り。）によること。

(6) 留意事項

ア (1) に示す提出物（以下「提出物」という。）について、提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。

イ 提出物は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

11 最優秀提案の選定

(1) 選定の手続等

ア 提出された企画提案書の中から最も優れた提案を選定するため、えひめこどもの城クールスポット整備業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

イ 審査会における審査は、書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。その結果は、全提案者へ通知する。

ウ 審査会については、次のとおり実施する。（詳細は別途通知する。）

①実施日時：令和8年6月上旬

②実施場所：愛媛県庁内会議室

③説明者：3名以内とする。

エ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

オ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める（モニターは県が準備する。HDMI ケーブルによる接続が可能な端末等については提案者で準備すること。）。

カ 最優秀提案として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 企画提案書の評価方法及び配点

ア 評価基準に基づき、審査会において評価を行う。

イ 提案内容について、評価基準に照らし妥当でない項目がある場合には、審査会での審査の上、選定しない場合がある。

ウ 提案者の得点が、1,000 点に審査会審査員数を乗じた点数の 60%の点数未満の場合は、選定しない。

(3) 非選定者への通知

ア 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、愛媛県知事から通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)の持参、郵送(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の午後5時15分までに到着したものに限り)、FAX又は電子メール(着信を電話で確認すること。)により、愛媛県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：2に同じ。

②受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。

12 契約方法

(1) 11の手続により選定された企画提案書の提案者を契約締結候補者(以下「候補者」という。)として、委託業務の内容について協議・調整を行うものとし、協議が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合や候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、次の順位の高い参加者を候補者として協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約書(案)は、別添「事業契約書(案)」を参照すること。

(3) 仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、選定された提案内容によっては、締結する契約書及び添付される仕様書には、県と候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(4) 契約保証金については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第45号)第152条の規定により契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結し、その保険証券を県に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 県は、候補者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定

める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

- (6) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。契約締結候補者となった場合に電子契約を希望する場合は、企画提案書提出期限までに電子メール (kosodate@pref. ehime. lg. jp) にて別紙3「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

ウ 単位 日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

- (2) 提出物の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

- (3) 提出された書類は、企画提案書の選定以外の目的に無断で使用しないものとする。

- (4) 参加表明書の提出以降、企画提案書を選定するまでの間に、5又は6に定める要件を満たさなくなった場合は、その企画提案書は選定しない。